

改正案		現行
第一条から第四条まで（現行のとおり） （整備基準） 第五条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 別表第二 一の部及び二の部に定める特定都市施設を改修する場合においては、遵守基準は、次に掲げる部分（<u>第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分</u>）に限り適用する。 一（現行のとおり） 二 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この条において「利用居室」という。）、共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第三 十の項（三）、別表第五 五の項（三）、同表六の項（二）、同表七の項及び同表十の項（三）において同じ。）における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。） までの経路（<u>当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、当該観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第五 十一の項（一）（二）に掲げる基準に適合する場所（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。</u>）を構成する		第一条から第四条まで（略） （整備基準） 第五条（略） 2（略） 3 別表第二 一の部及び二の部に定める特定都市施設を改修する場合においては、遵守基準は、次に掲げる部分に限り適用する。 一（略） 二 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この条において「利用居室」という。）、共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第三 十の項（三）、別表第五 五の項（三）、同表六の項（二）、同表七の項及び同表十の項（三）において同じ。）における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。） までの<u>一以上の経路</u>を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。）（以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

整備項目	整備基準	出入口、廊下（これに類するものを含む。）（以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 三 （現行のとおり） 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子を利用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 五 （現行のとおり） 六 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 4 及び 5 （現行のとおり） 第六条から第十六条まで （現行のとおり） 別表第一及び別表第二 （現行のとおり） 別表第三 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第五条関係）

整備項目	整備基準	三 （略） 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子を利用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 五 （略） 六 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 4 及び 5 （略） 第六条から第十六条まで （略） 別表第一及び別表第二 （略） 別表第三 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第五条関係）

一 移動等円 滑化経路等	(一) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち一以上(4)に掲げる場合にあつては、その全て)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。 (1) 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下この表において「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路(当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。) (2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。) (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路(当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。) (4) (現行のとおり) (二) (現行のとおり) (現行のとおり)
--------------------	---

一 移動等円 滑化経路等	(一) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち一以上(4)に掲げる場合にあつては、その全て)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。 (1) 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下この表において「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路 (2) 建築物又はその敷地に八の項(1)に掲げる構造の車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 (4) (略) (二) (略) (略)
--------------------	--

八 便所	
	(一) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。 ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。 (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高

八 便所	
	(一) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (1)から(3)まで (新設)

	年齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (二) (一)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。 (三) (一)の規定により(一)に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち一以上（次に掲げる(1)の場合にあっては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。 (1) 当該階の床面積が一平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(一)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。 ア 便所設置階の床面積が一平方メートルを超え、四平方メートル以下の場合 二 イ 便所設置階の床面積が四平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分の一を
	(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとすること。 (新設) (1)及び(2) (新設)

	乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を二以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 イ 便所設置階の(一)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(一)に規定する便所に設ける場合 ウ 次の(ウ)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ウ)又は(イ)に定める場合 (ウ) 男子用の(一)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(一)に規定する便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一平方メートルを超える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を二以上設ける場合 (イ) 女子用の(一)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(一)に規定する便所のうち二以上（当

該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上」に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(千平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける(一)に規定する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)に(三)本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(2)に規定する施設が(2)に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の(一)に規定する便所及び女子用の(一)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合は、車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする

(1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (四) (二)及び(三)に定めるもののほか、(一)の規定により設ける(一)に規定する便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設けなければならない。 (五) (二)から(四)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける(一)に規定する便所のうち一以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。 (六) (二)から(五)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける(一)に規定する便所のうち一以上(当該便所に男子用	

一以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。 (3) 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (4) 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、そ	

十一 観覧席・客席	九及び十	及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。 (七) (二)から(六)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける(一)に規定する便所のうち一以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）は、次に掲げる構造としなければならない。 (1) 床面には、段差を設けないこと。 (2) 大便器は、一以上を腰掛式とすること。 (3) 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けること。 (八) (二)から(七)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける(一)に規定する便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。 （現行のとおり） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。
------------------	-------------	--

十一 観覧席・客席	九及び十	の旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。 (三) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する一般便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げる構造とすること。 (1) 床面には、段差を設けないこと。 (2) 大便器は、一以上を腰掛式とすること。 (3) 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けること。 (四) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。 （略） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
------------------	-------------	---

(一) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるとして(1)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の(2)に掲げる基準に適合する場所を設けなければならない。

(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。

ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百以下の場合 二

イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百を超え、二百以下の場合 当該座席の数の五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

ウ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を超える場合 当該座席の数の百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、九十センチメートル以上とすること。

イ 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

(一) 車いす使用者のための観覧席又は客席の出入口から容易に到達でき、かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が二百席以下の場合は当該席数に五十分の一を乗じて得た数（一未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が二百席を超える場合は当該席数に百分の一を乗じて得た数（一未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に二を加えた数以上設けること。

(1)及び(2) （新設）

	ウ 床は平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 オ 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができるところに隣接して設けること。 (二) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けなければならない。 (三) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
十二	(現行のとおり)
十三 駐車場	(一) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、

	(新設) (二) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
十二	(略)
十三 駐車場	(一) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数（一未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数（一未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に二を加えた数以上の、車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。 (1)及び(2) (新設)

かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

(2) (1)に規定する駐車場及び(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合

ア 当該(1)に規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

イ 当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数(当該(1)に規定する駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の総数の総数。以下このイにおいて同じ。)及び当該(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数)の合計数が、当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)の合計数に五十分の一を乗

十四から十七まで	(二) <u>車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u> (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) <u>当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u> (三) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設ける場合には、<u>当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</u> (現行のとおり)
----------	---

別表第四 建築物（共同住宅等）に関する整備基準（都市施設）（第五条関係）

整備項目	整備基準
一 特定経路等	(一) (現行のとおり) (二) 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場

十四から十七まで	(二) <u>車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u> (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) <u>当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u> (三) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合には、<u>当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</u> (略)
----------	--

別表第四 建築物（共同住宅等）に関する整備基準（都市施設）（第五条関係）

整備項目	整備基準
一 特定経路等	(一) (略) (二) 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等、<u>八の項(二)(1)に掲げる構造の</u>車椅子使用者用便房又は車椅子使

八 便 所	二 か ら 七 ま で	合においては、別表第三のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (三) (現行のとおり) (現行のとおり) (一) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。 ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 (2) 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。 (3) 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるいこと。
-------------	----------------------------	--

八 便 所	二 か ら 七 ま で	用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第三のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (三) (略) (略) (一) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるいこと。 (1)から(3)まで (新設)
-------------	----------------------------	--

	(二) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。 (三) (一)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち一以上（次に掲げる(1)の場合にあつては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。 (1) 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該多数の者が利用する便所の数とする。 ア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二 イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分之一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるとき

	(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとすること。 (新設) (1)及び(2) (新設)

	は、その端数を切り上げた数) (2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を二以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 ウ 次の(イ)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(イ)又は(イ)に定める場合 (イ) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上(当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を二以上設ける場合 (イ) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所の

うち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数）を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に（三）本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（2）に規定する施設が（2）に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者

	用便房) を設ける場合 (3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとす る。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ と。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう 十分な空間が確保されていること。 ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやす い位置に設けること。 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該 車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示するこ と。 (四) (二)及び(三)に定めるもののほか、(一)の規定により設ける 多数の者が利用する便所のうち一以上には、高齢者、障 害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具 を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の 区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上) 設けな ければならない。 (五) (二)から(四)までに定めるもののほか、(一)の規定により設 ける多数の者が利用する便所のうち一以上(当該便所に 男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それ ぞれ一以上)は、次に掲げる構造としなければならない。 (1) 床面には、段差を設けないこと。 (2) 大便器は、一以上を腰掛式とすること。 (3) 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けるこ

	(1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を 一以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ と。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう 十分な空間が確保されていること。 ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやす い位置に設けること。 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該 車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示するこ と。 (2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用すること ができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設け ること。 (三) 多数の者が利用する一般便所を設ける場合には、その うち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、そ れぞれ一以上)は、次に掲げる構造とすること。 (1) 床面には、段差を設けないこと。 (2) 大便器は、一以上を腰掛式とすること。 (3) 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けるこ

	と。 (六) (二)から(五)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける多数の者が利用する便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。
九及び十	(現行のとおり)
十一 駐車場	(一) 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。 (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(2)において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数 (二) (一)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。 (1) 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械

	と。 (四) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。
九及び十	(略)
十一 駐車場	(一) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を一以上設けなければならない。 (1)及び(2) (新設)
	(新設)

	装置により自動車に駐車させる構造のもの（以下「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合 (2) 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合 ア 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。 イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が（一）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。 (3) 改修を行う場合であつて、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合 ア 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車

	場を設ける場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める数 (ア) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(イ)及び(ロ)において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (イ) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) イ 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 一 (三) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等(以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(四)において同じ。)までの経路の長さが必要

	(二) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

	きるだけ短くなる位置に設けること。 (四) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
十二から十五まで	(現行のとおり)

別表第五 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第五条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
一 移動等円滑化経路等	(一) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち一以上(4)に掲げる場合にあっては、その<u>全て</u>を移動等円滑化経路等にしなければならない。 (1) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（<u>当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む</u>、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービスを営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」とい

	(三) 多数の者が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
十二から十五まで	(略)

別表第五 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第五条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
一 移動等円滑化経路等	(一) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち一以上(4)に掲げる場合にあっては、その<u>すべて</u>を移動等円滑化経路等にしなければならない。 (1) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービスを営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当

八 便 所	二 か ら 七 ま で	う。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) (2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。) (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。) (4) (現行のとおり) (二) (現行のとおり) (現行のとおり) (一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(以下この項において「不特定多数利用便所」という。)は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
-------------	----------------------------	--

八 便 所	二 か ら 七 ま で	該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) (2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路 (3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (4) (略) (二) (略) (略) (一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (1)から(3)まで (新設)
-------------	----------------------------	---

	ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第二 一の部及び二の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあつては多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 (2) 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。 (3) 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (二) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち一以上に、車椅子利用者用便所を一以上（当該車椅子利用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合

	(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとすること。

	(三) (一)の規定により不特定多数利用便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち一以上(次に掲げる(1)の場合にあつては、(1)に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を一以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。 (1) 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。 ア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二 イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

	(新設) (1)及び(2) (新設)

	ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 イ 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合 ウ 次のウ又はウに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該ウ又はウに定める場合 ウ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合 エ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上

	設ける場合 エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(千平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)に(三)本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(2)に規定する施設が(2)に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 (3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ

	(1) 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を 一 以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ

	と。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
	(四) (二)及び(三)に定めるもののほか、(一)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設けなければならない。
	(五) (二)から(四)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち一以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。
	(六) (二)から(五)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち一以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)。
	(七) (二)から(六)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける不特定多数利用便所であつて、男子用小便器を設ける

	と。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
	(2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
	(3) 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
	(4) 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)。
	(三) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける

	九及び十	るもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小 便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のもの に限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けな ければならない。
	(現行のとおり)	
十一 観覧 席・客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障 害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでな ければならない。	
	(一) (1)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数 以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。	
	(1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとす る。	
	ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百以 下の場合 二	
	イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百を 超える場合 当該座席の数の二百分の一を乗じて 得た数(その数に一未満の端数があるときは、その 端数を切り上げた数)	
	(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとす る。	
	ア 幅は、九十センチメートル以上とすること。	
	イ 奥行きは、百三十五センチメートル以上とするこ と。	

	九及び十	場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式 の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下の ものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設 けなければならない。
	(略)	
十一 観覧 席・客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障 害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲 げる構造とすること。	(一) 車いす使用者のための観覧席又は客席を出入口から 容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮し た位置に設けること。
	(1)及び(2) (新設)	

十三 駐車場	十二	ウ 床は平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 (二) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。 (現行のとおり)
		(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。 (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(2)において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数 (二) (一)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。 (1) 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置

十三 駐車場	十二	(二) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。 (略)
		(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を二以上設けなければならない。 (1)及び(2) (新設) (新設)

	により自動車を駐車させる構造のもの（以下この項において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合 (2) 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合 ア 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。 イ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が（一）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。 (3) 改修を行う場合であつて、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

	ア 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の㉞又は㉟に掲げる場合の区分に応じ、当該㉞又は㉟に定める数 ㉞ 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この㉞及び㉟において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) ㉟ 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数 イ 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一 (三) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。四)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

	(二) 車いす利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 当該車いす利用者用駐車施設から利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。三)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

十四から十七 まで	(四) 不特定多数利用駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。 (現行のとおり)
----------------------	--

別表第六 建築物（共同住宅等）に関する遵守基準（都市施設）（第五条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
一 特定経路	(一) (現行のとおり) (二) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設ける場合においては、別表第五のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (三) (現行のとおり)
二から七まで	(現行のとおり)
八 便所	(一) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならぬ。 (1) 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用す

十一から十七まで	(三) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
----------	---

別表第六 建築物（共同住宅等）に関する遵守基準（都市施設）（第五条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
一 特定経路	(一) (略) (二) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、<u>車いす使用者用便房</u>又は<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合においては、別表第五のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (三) (略)
二 から七まで	(略)
八 便所	(一) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (1)から(3)まで (新設)

	る階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。 ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 (2) 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。 (3) 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (二) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。 (三) (一)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち一以上（次に掲げる(1)の場合にあつては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けな

	(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとすること。 (新設)

	なければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。 (1) 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。 ア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二 イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を二以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける

	(1)及び(2)(新設)

	べき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 ウ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める場合 (イ) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを越える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合 (ロ) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを越える場合にあつては、(三)(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合 エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所

	のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に （三）本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（②㍻に規定する施設が②㍻に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 （三） 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 （四）（二）及び（三）に定めるもののほか、（一）の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の

	（一） 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を一以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 （二） 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

	区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上設けなければならない。 (五) (二)から(四)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける多数の者が利用する便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。
九及び十	(現行のとおり)
十一 駐車場	(一) 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。 (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(2)において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) に二を加えた数 (二) (一)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。

	(三) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。
九及び十	(略)
十一 駐車場	(一) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に車いす使用者用駐車施設を一以上設けなければならない。 (1)及び(2) (新設)

	(1) 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合 (2) 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合 ア 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。 イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。 (3) 改修を行う場合であつて、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合 ア 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区

	分に応じ、当該㉗又は㉘に定める数 ㉗ 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この㉗及び㉘において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) ㉘ 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数 イ 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 一 (三) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等(以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。四において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

	(二) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。三において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

	(四) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
十二から十五まで	(現行のとおり)
備考 (現行のとおり) 別表第七から別表第十二まで (現行のとおり) 別記第一号様式 (現行のとおり) 別記第二号様式 (別紙のとおり) 別記第二号の二様式から第四号様式まで (現行のとおり) 別記第五号様式 (別紙のとおり) 別記第六号様式 (別紙のとおり) 第七号様式から第十五号様式まで (現行のとおり)	

	(三) 多数の者が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
十二から十五まで	(略)
備考 (略) 別表第七から別表第十二まで (略) 別記第一号様式 (略) 別記第二号様式 (別紙のとおり) 別記第二号の二様式から第四号様式まで (略) 別記第五号様式 (別紙のとおり) 別記第六号様式 (別紙のとおり) 第七号様式から第十五号様式まで (略)	